(板城西保育所) 重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成 26 年内閣府令第 39 号)第 5 条に基づいて、当施設があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の運営主体

事業者の名称	東広島市 (こども未来部保育課)
事業者の所在地	〒739-8601 広島県東広島市西条栄町8番29号
事業者の連絡先	(082) 420-0934
代表者氏名	髙垣 廣德

2. 施設の概要

種別	保育所							
名称 東広島市立板城西保育所								
所在地		東広島市	黒瀬町大字	小多田43	8 – 1			
連絡先		0823	-82-5	0 5 1				
施設長氏名		山中 知	夷					
開設年月日		昭和 26 年	5月1日					
	クラス年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
利用定員	(2号)	4 人	10人	10人	8人	14人	14人	60人
	(3号)	47	10%	10%	070	147	147	
		◆児童福	祉法第 24 須	条第1項の規	見定による	保育		
実施事業		◆特別保*	育事業及び	その他関連	事業			
		☑一時保育事業 □延長保育事業 □地域支援事業						
		保育理念						
		児童福祉法に基づき、子ども一人一人の育ちを大切にし、家庭や地域の						
		様々な社会資源との連携を図りながら、保護者に対する支援及び地域の子						
		育て支援に対する支援などを行う。						
		めざす子ども像						
当園の基本理	今 . 七針	・心も身体も元気な子						
	小 · // ⊭	・自分で考え意欲的に遊ぶ子ども						
		・優しく思いやりのある子ども						
		・みんなと仲良く遊べる子ども						
			・命を大切にする子ども					
		・地域とふれ合う子ども						

建物・設備の概要

(1) 建物

敷地	敷地全体	1, 971, 00 m ²
发地	屋外遊戲場	6 3 3, 4 4 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 1 建て
图古	建築年月日	昭和 47年 3月 2日

(2) 設備

室名	面積
乳児室	1 2. 2 0 m²
ほふく室	1 9. 4 0 m²
保育室	1 6 7 . 7 0 m²
遊戯室	
医務室	6. 6 m²
調理室	52. 80 m²
その他	616. 30 m²
合計	875. 00 m²

4. 職員の体制(令和6年4月1日現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
所長	1	1	_	
保育士	2 3	6	1 7	
看護師				
給食調理員	5	1	4	
内科嘱託医	1		1	前田医院
歯科嘱託医	1		1	ハズタニ歯科医院
その他 ()				

5. 保育園の開園日、開園時間、保育時間(保育の必要量の区分)及び休園日

提供する曜日	月曜日から土曜日まで		
	保育標準時間	7時30分~18時00分(11時間)	
保育時間	保育短時間	8時30分~16時30分(8時間)	
	保育標準時間		
延長保育	保育短時間	朝: 7:30~8:30	
		$9:16:30\sim18:00$	
開所時間	月~金曜日	7時30分~18時00分	
	土曜日	7時30分~18時00分	
休業日	日曜日・祝日		
7N未口 	年末年始(12	月29日~1月3日)	

※非常災害(地震や台風等)又は感染症等の発生などの重大かつ緊急を要する状況が生じた場合に休園することがあります。

6. 利用料金および支払い方法

,, ,		T
項目	金額	支払い方法
利用者負担(月額保育料)	利用子どもが居住する市町村が定める利用	市内に本店・支店のある銀
	者負担(保育料)	行での口座振替
	※幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳児	※「保育所(園)保育料口
	クラス(年少)以上は利用者負担なし。	座振替依頼書」を記入いた
給食副食費	月額 4,500 円	だき、金融機関の窓口に提
※3歳児クラス(年少)以		出頂きます。
上のみ。		
日本スポーツ振興保険	年額 240 円	保育所の職員に直接お渡
延長保育料	【保育標準時間で利用の場合】	しください。
	・1月につき 3,000円(1日の延長保育の利	
	用時間が30分以内の場合にあっては、	
	2,000円)	
	・、一時的に日単位で延長保育を利用する	
	場合 1日につき 250円	
	【保育短時間で利用の場合】	
	・3歳児(年少)未満の児童の場合は、1	
	日に利用した延長保育の数1回につき、150	
	円。	
	・3歳児(年少)以上の児童の場合は、1	
	日に利用した延長保育の数1回につき、100	
	円。	

保護者会費	1 か月 200 円	1年払い・6か月払
		3か月払いの選択制
その他()		

7. 提供する保育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体的な計画 に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

板城西保育所周辺の自然を取り込んだ保育内容の工夫をしています。また、地域とのかかわりが多くあり、地域の方と一緒に野菜植え等を経験しています。

(1) 一日の流れ

0歳児から2歳児(乳児クラス)	3歳児から5歳児(幼児クラス)
登所 (7:30~8:30)	登所 (7:30~8:30)
持ち物整理	持ち物整理
遊び	遊び
昼食(11:15~12:00)	昼食(11:45~12:30)
午睡(12:30~14:30)	午睡(13:30~14:30)
一个睡(12.30~14.30)	十睡 (13.30%14.30) ※年中・長児は5月~8月中
	※年少児は年間午睡
	77 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
おやつ (15:00~15:30)	おやつ (15:00~15:30)
遊び	遊び
随時降所(16:00~18:00)	随時降所(16:00~18:00)
(10.00 10.00)	NEW TT / / (0 . 0 0 1 0 . 0 0)

(2) 年間行事計画 ※誕生会は毎月実施します。

月	行事内容
(4月)	春の遠足
(5月)	内科検診、歯科検診
(6月)	個人懇談会、水遊び開始
(7月)	七夕会
(8月)	夏祭りごっこ
(9月)	お月見会・運動参観日
(10月)	内科検診、歯科検診、秋の遠足
(11月)	表現参観日(乳児)、防火教室
(12月)	表現参観日(幼児)、お楽しみ会
(1月)	正月遊びを楽しもう
(2月)	節分
(3月)	ひな祭り会、お別れ会、卒園式

8. 給食について

	提供内容					
	午前おや	昼食		午後おや	備考	
	つ	主食	副食	つ		
0歳児	0	0	0	0		
1歳児	0	0	0	0	食事用エプロンを1日3枚ご 用意ください。	
2歳児	0	0	0	0		
3歳児	_	_	0	0		
4歳児	_	_	0	0	白ご飯をご持参ください。	
5歳児	_	-	0	0		

【アレルギーおよび宗教等の対応について】

- ・アレルギーの原因食品を除去する必要がある場合は、医師の診断・指示に基づいて対応します。
- ・宗教等により除去が必要な場合は、ご相談ください。

9. 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の決定	市が行う利用調整による
	(1) 児童が小学校入学の始期に達したとき
	(2)教育・保育給付認定保護者が法第19条第2号又は第3号に掲げる要件に該当し
退園理由	なくなったとき。
区图任日	(3) 保護者から退所の申出があったとき
	(4)(3)に掲げるもののほか保育所の利用の継続に当たり重大な支障又は困難が生
	じたとき。
	(1)登園は9時30分までにお願いします。
	(2) 当日に欠席、又は登園が遅れることを連絡する場合は9時30分までにルクミ
	ー又は電話でご連絡ください。
	(3)保育時間は18時00分までです。保育時間内でのお迎えをお願いします。事
	故等やむをえない場合で、お迎えが遅れる場合には17時30分までに電話で
	ご連絡ください。
	(4)保育所(園)等は、就労等によりご家庭で子どもを保育できないときに、子ど
	もをお預かりする施設です。認定された保育必要量に応じた利用時間であって
利用に当たって	も、家庭で一緒に過ごせる時は、早めのお迎え等にご協力ください。
の留意事項	特に土曜日は職員体制が平日と異なります。お仕事がお休みの時などは、なる
	べく保育所(園)の利用を控えていただくようお願いします。
	(5)熱が37・5℃ある場合は登園を控えてください。また、登園後に38℃を超
	えた場合には、お迎えの連絡をさせていただきます。
	(6) 感染症にかかった場合は、必ず病院を受診し、医師の診断により登所してくだ
	さい。登所する際は、治癒を証明する書類が必要な場合があります。
	(7)医師の指示で処方されている薬で、保育時間中に必要なものに対応します。「薬
	の依頼書」に必要事項を記載して、薬とともに保育士に手渡ししてください。
	また、「薬の依頼書」は同じ薬であっても、1週間ごとにご提出いただきます。

10. 緊急時における対応方法

対応方法	◆児童に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに入園児の保護者又は医		
	療機関(嘱託医を含む)への連絡を行う等の必要な措置を講じます。		
	◆保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、医療機関の受診		
	等しかるべき対処を行いますのでご了承ください。		
	管轄	所在地及び連絡先	
救急・消防	消防署南分署	東広島市黒瀬町大多田1496-5	
警察	西条警察署	東広島市西条昭和町4-11	
嘱託医	前田医院	東広島市黒瀬町国近335-1	
	(医師:佐々木政敏)		

	ハズタニ歯科医院	
嘱託歯科医	(歯科医師: 筈他純三	東広島市黒瀬町乃美尾1083-1
	郎)	

11. 非常災害対策

消防計画届出年月日	消防署南分署 令和6年4月1日 届出済	
防火管理者	保育主任 助信 東美	
定期訓練	◆避難訓練、消火訓練:毎月1回以上実施	
	◆総合防災訓練(引取訓練を含む): 毎年1回実施	
災害発生時の対応	保護者等の引き取りのあるまでの間(開所時間外を含む)、引き続き児童を保護	
等	します。	
避難場所	東広島市立板城西保育所または、板城西小学校グランド	
水害時緊急避難場	板城西小学校体育館	
所		

12. 虐待防止等の措置について

保育園には、虐待が疑われる場合、通告する義務があります。(児童虐待の防止等に関する法律第6条)

体制整備等	入所児童の虐待防止及び人権擁護等を図るために、必要な体制の整備を行うととも	
	に、職員に対する研修その他の措置を講じます。	
緊急時の対応	児童に不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合は、児童虐待の防止	
	等に関する法律その他の関係法令等に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機	
	関と連携し必要な対応を行います。	

13. 相談・要望・苦情窓口

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当園苦情相談窓口	苦情解決責任者 所長 山中 知実				
	苦情受付担当者 保育主任 助信 東美				
	檜垣 文子 東広島市黒瀬町国近336-3				
第三者委員	(電話) 0823-82-2654				
弗二 日 安貝 	西本 孝市 東広島市黒瀬町宗近柳国35-10				
	(電話) 090-8361-7242				